

仙台市天文台望遠鏡機材占有利用に関する規約

第1章 総則

第1条（目的）

この規約は、仙台市天文台市民観察室に設置する観察用望遠鏡及び望遠鏡機材の利用（以下「占有利用」という。）に関して必要な事項を定め、占有利用の円滑な運用を行うことを目的とする。

第2条（定義）

この規約において「望遠鏡機材」とは、仙台市天文台（以下「天文台」という。）が所有する次のものをいう。

- (1) 市民観察室設置観察用望遠鏡（①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥,）鏡筒及び架台（以下「望遠鏡」という。）
①40cm 反射赤道儀 ②15cm 屈折赤道儀 ③アストロカメラ（ハイパー・ボライド）
④アストロカメラ（BRC） ⑤15cm 大型双眼鏡（40×150） ⑥15cm 大型双眼鏡（25×150）
- (2) 望遠鏡制御機器
- (3) 望遠鏡に装着して用いることができるカメラ、観測装置等すべての機材

第2章 望遠鏡利用資格

第3条（望遠鏡を利用できる者）

望遠鏡を利用できる者は、満18歳以上で、屈折望遠鏡及び反射望遠鏡の基本的な仕組み（経緯台・赤道儀等の架台形式を含む）を理解し、組み立て操作できる者であって、仙台市天文台長（以下「天文台長」という。）が認定する次のいずれかの望遠鏡利用ライセンス所持者とする。

- (1) 望遠鏡利用ライセンスA（以下「ライセンスA」という。）
- (2) 望遠鏡利用ライセンスB（以下「ライセンスB」という。）

第4条（ライセンスA）

- 1 前条のライセンスAは、次に掲げる目的で利用できる資格とする。
 - (1) 天体観望
 - (2) 望遠鏡本体に取り付けたカメラ（CCDカメラを除く）を用いた天体撮影
- 2 ライセンスA所持者が利用できる望遠鏡機材は、次のとおりとする。
 - (1) 市民観察室設置望遠鏡（①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥）
 - (2) 各望遠鏡用接眼鏡（アイピース）一式
 - (3) 各望遠鏡用移動式制御装置
 - (4) カメラボディ
 - (5) カメラレンズ
 - (6) 各望遠鏡撮影用機材（アダプター・アタッチメント・フィルター等）一式

第5条（ライセンスB）

- 1 第3条のライセンスBは、次に掲げる目的で利用できる資格とする。
 - (1) 前条第1項に掲げる目的
 - (2) 望遠鏡本体に取り付けた冷却CCDカメラを用いた天体撮影
- 2 ライセンスB所持者が利用できる望遠鏡機材は、次のとおりとする。
 - (1) 市民観察室設置望遠鏡（①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥）
 - (2) 各望遠鏡用接眼鏡（アイピース）一式
 - (3) 各望遠鏡用移動式制御装置
 - (4) カメラボディ
 - (5) カメラレンズ
 - (6) 各望遠鏡撮影用機材（アダプター・アタッチメント・フィルター等）一式
 - (7) 冷却CCDカメラ機材一式

第6条（望遠鏡利用ライセンスの取得条件）

- 1 望遠鏡利用ライセンスを取得するための条件は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) ライセンスA
 - (ア) 天文台が実施する「望遠鏡利用資格講習会（ライセンスA）（以下「講習会A」という。）を受講し、試験に合格すること
 - (イ) 本規約を遵守することについて同意すること
 - (2) ライセンスB
 - (ア) ライセンスAを所持していること
 - (イ) 冷却CCDの基本的な仕組みを理解し、組み立て操作ができること
 - (ウ) 仙台市天文台が実施する「望遠鏡利用資格講習会（ライセンスB）（以下「講習会B」という。）を受講し、試験に合格すること
 - (エ) 本規約を遵守することについて同意すること
- 2 前項各号に規定する講習会の開催日及び内容は、天文台長が別に定める。

第7条（望遠鏡利用ライセンス証の交付）

天文台長は、前条第1項に規定する条件を満たした者に、該当する望遠鏡利用ライセンス証を交付する。

第8条（望遠鏡利用ライセンスの登録）

望遠鏡利用ライセンス証を交付された者は、望遠鏡利用ライセンス登録カードに必要事項を記入し、登録を受けなければならない。また、登録内容に変更が生じた場合は、天文台長に速やかに変更を届け出なければならない。

第9条（望遠鏡利用ライセンスの更新）

望遠鏡利用ライセンスの更新は、望遠鏡利用ライセンス取得日から1年の間ごとに、1回以上、

第22条に規定する望遠鏡利用者連絡会（以下「ユーザーズミーティング」という。）に参加した場合に有効期限の一年延長を認める。

第10条（望遠鏡利用ライセンスの停止）

天文台長は、次のいずれかの場合、望遠鏡利用ライセンスを6か月間停止することができる。

- (1) 第12条第3項に反した場合
- (2) 所持する望遠鏡利用ライセンスで利用を認められていない望遠鏡機材を利用した場合
- (3) 他の利用者に対して迷惑行為を行った場合
- (4) 望遠鏡機材を紛失又は故意に故障若しくは破損させた場合
- (5) 望遠鏡機材及び利用者の安全に関する天文台職員の指示に反する行為を行った場合

第11条（望遠鏡利用ライセンスの取消）

天文台長は、次のいずれかに該当する場合は、望遠鏡利用ライセンスを取り消すことができる。

- (1) 第10条の各号に掲げる行為を重ねて行った場合
- (2) 第9条に規定する望遠鏡利用ライセンスの更新手続きを行わなかった場合
- (3) 望遠鏡利用ライセンス所持者自らが取り消しを申し出た場合

第3章 占有利用

第12条（占有利用の条件）

- 1 占有利用できる者は、仙台市天文台条例（以下「条例」という。）第5条第1項に規定する使用許可（以下「使用許可」という。）を受け、かつ、本規約を遵守することに同意した者とする。
- 2 占有利用に際しては、利用者の中に望遠鏡利用ライセンス所持者がいなければならない。
- 3 望遠鏡機材の操作は、望遠鏡利用ライセンス所持者が必ずこれを行わなければならない。
望遠鏡利用ライセンスを有しない者が操作しようとした場合、利用を共に行う望遠鏡利用ライセンス所持者は、これを制止しなければならない。
- 4 前条の規定にかかわらず、望遠鏡への冷却CCDカメラの着脱は、天文台職員が行うものとし、天文台職員以外の者にはこれを認めない。

第13条（占有利用日等）

- 1 占用利用日は、毎週土曜日及び天文台長が指定する日とする。
- 2 占有利用することができる時間は、貸出日の17:00～22:15とする。
- 3 天文台長は、特別の事由があると認められる場合は、前項に規定する時間以外の占有利用を認めることができる。

第14条（占有利用の人数）

- 1 占有利用の人数は、利用申請者を含めて望遠鏡1台につき3名までとする。

- 2 天文台長は、特別の事由があると認められる場合は、前項の規定を超える利用人数を認めることができる。

第 15 条（観察時の居室の利用）

- 1 占有利用を行う者は、観察時に仙台市天文台 3 階の「観察室」、「制御室」、「観察デッキ」、「観察待機室」、「男女トイレ」及び「給湯室」を利用できるものとする。
- 2 前項に規定する各室の利用時間は、使用許可を受けた時間帯とする。
- 3 第 1 項に規定する各室の利用にあたっては、室内及び備品に汚損等のないようにし、退室時に利用者が利用開始時の状態に復するものとする。

第 16 条（占有利用の予約）

- 1 占有利用の予約は、望遠鏡利用ライセンス所持者のみがこれを行うことができる。
- 2 占有利用の予約の手続は、天文台長が別に定める。

第 17 条（占有利用の申込・審査・許可）

- 1 占有利用の予約者は、仙台市天文台条例施行規則（以下「規則」という。）第 8 条第 1 項及び 2 項の規定に基づき、占有利用日当日に占有利用の申込を行うものとする。
- 2 天文台長は、前項の申込があった場合に、次の項目を審査する。
 - (1) 望遠鏡利用ライセンス所持の状況
 - (2) 利用日時
 - (3) 利用設備及び機器
 - (4) 利用人数
- 3 天文台長は、前項の審査の結果、適当と認める場合は規則第 8 条第 3 項に規定する使用許可証を交付するものとする。
- 4 使用許可を受けた者は、使用許可を受けた範囲において占有利用ができる。

第 18 条（使用責任）

- 1 占有利用者は、その終了にあたり、望遠鏡機材を原状回復するとともに、天文台職員による占有利用終了確認を受けなければならない。
- 2 占有利用時における望遠鏡機材の破損、紛失等の事故については、使用許可を受けた者がその責を負うものとする。ただし、占有利用者の責めに帰すべき事由に該当しないと認められる場合はこの限りでない。

第 19 条（占有利用の中止）

- 1 次のいずれかの場合、占有利用を直ちに中止し、天文台職員の指示に従わなければならぬ。
 - (1) 降雨又は降雪が始まった場合
 - (2) 雪や雨などが嵐に乗って飛ばされてきた場合

- (3) 湿度が95%を超えた場合
 - (4) 風速が15m毎秒を超えた場合
 - (5) 落雷の危険がある場合
 - (6) その他、天文台職員から占有利用の中止の指示があった場合
- 2 スライディングルーフを開けて観測準備を行った場合は、その日の占有利用は行われたものとみなす。また、悪天候等の理由で占有利用が行えなかった日についての振替日の設定は行わない。
- 3 突発的な天文現象が起きた場合に、占有利用時間の一部又は全部を、天文台の観測のために使用する場合は、占有利用者と天文台が協議の上、占有利用日を振替えるものとする。

第 20 条(使用料)

- 1 占有利用の使用料については条例別表第二に規定するとおりとする。
- 2 使用料の減免については、仙台市天文台管理運営要綱第7条に規定するとおりとする。

第 21 条(著作権)

- 1 占有利用者が望遠鏡機材で撮影した写真・映像・画像等は、撮影者及び仙台市が著作権を有し、仙台市及び仙台市天文台が教育や市民へのサービス提供を目的として利用する場合は、著作者の個別の承諾なく、当該著作物を無償で使用することができるものとする。
- 2 占有利用者は、望遠鏡機材で撮影した写真・映像・画像等の使用にあたっては、次の基準に従わなければならない。

使用方法	使用の可否	使用条件
私的かつ著作権を失わない範囲で利用する。	可	天文台のクレジットを表記すること
私的だが、著作権を失う可能性のある利用をする。	不可	
研究目的で利用する。	可	天文台のクレジットを表記すること
営利を目的として利用する。	不可	

- 3 前項表中の天文台のクレジットの表記方法は、原則として「写真提供：仙台市天文台」とする。

第 4 章 望遠鏡利用者連絡会（ユーザーズミーティング）

第 22 条（ユーザーズミーティング）

- 1 望遠鏡利用ライセンス所持者の望遠鏡に関する技術向上等を図るため、ユーザーズミーティングを開催する。
- 2 ユーザーズミーティングの内容は主として次のようなものとする。

- (1) 望遠鏡機材の現状
 - (2) 望遠鏡機材の利用方法に関する変更事項等
 - (3) 仙台市天文台に対する要望、意見等の交換
 - (4) その他、望遠鏡利用ライセンス所持者に周知すべき事項
 - (5) 望遠鏡機材の利用に関する技術研修
- 3 ユーザーズミーティングは、年間4回開催する。ただし、必要があると認める場合はこの限りでない。
- 4 ユーザーズミーティングの開催日については、天文台長が別に定める。

第23条（実施細目）

この規約の実施細目は、天文台長が別に定める。

附則

この規約は、平成20年12月6日から施行する。

平成26年9月12日一部修正。

平成30年5月9日一部修正。

令和5年11月3日一部修正。

令和6年3月29日一部修正。